

会 議 録

会議の名称		豊中市都市景観・屋外広告物審議会（第1回）		
開催日時		令和4年（2022年）8月4日（木） 午前10時～午前11時30分		
開催場所		WEB会議	公開の可否	可
事務局		都市計画推進部 都市計画課	傍聴者数	0名
出席者	委員	◎加藤（晃）委員、伊丹委員、岡委員、佐野委員、林委員、石川委員、 加藤（精）委員、山西委員、石那田委員、元永委員、吉川委員 （◎会長、○会長代理）		
	事務局	上野山 雅也（同部部長） 今中 義晃（同課課長） 吉田 隆史（同課主幹） 濱 義孝（同課副主幹） 武内 一也（同課係長） 藤井 絵里子（同課主事） 辻 勇太（同課係員）		
	その他			
議題		（1）会長の職務を代理する者の指名について （2）業務状況の報告について （3）今後の取組み概要について（景観形成推進事業）		
審議等の概要 （主な発言要旨）		議事録のとおり		

事務局	～開会あいさつ～
事務局	～委員変更に伴う、委員の紹介
会長	～会議録署名委員の指名～
会長	<p>それでは会議次第に従い進めてまいります。</p> <p>まず、会長の職務を代理する委員を選出したいと思いますが、審議会条例第5条第3項の規定によりまして、会長が定めることになっておりますので、私から指名させていただきます。</p> <p>会長の職務を代理する委員は、田中委員にお願いしたいと思います。</p> <p>田中委員が本日も欠席ですので、事務局のほうからその旨お伝えください。</p>
会長	<p>それでは、次の案件に入らせていただきます。</p> <p>案件2は、お手元の次第に記載しておりますとおり、業務状況の報告についてです。</p> <p>事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、案件2業務状況についてご報告させていただきます。</p> <p>本日は、都市景観・屋外広告物審議会の所掌事項の中から、はじめに景観行政の業務状況についてご報告させていただき、つづいて屋外広告物行政の業務状況についてご報告させていただきます。</p> <p>豊中市では、良好な都市景観の形成を進めるため、平成19年度に市全域を対象として、景観法に基づく景観計画を策定し、一定の行為を行う場合には事前に市への届出を義務付け、景観計画に定める景観形成基準との適合を確認する手続きを行っております。</p> <p>また、平成26年度には、地区住民等の申し出により、景観計画に地区の特性に応じた制限を定めることができる都市景観形成推進地区を豊中市都市景観条例に規定し、ご覧の7地区を指定しています。</p> <p>そして、この都市景観形成推進地区につきましても、一定の行為を行う場合には事前に届出を義務付け、景観計画に定める景観形成基準との適合を確認する手続きを行っております。</p> <p>続きまして、実際に令和3年度に届出された内容についてご報告します。</p> <p>まず、市全域を対象とする「景観計画区域内」における届出の内容をご報告します。資料2「景観計画区域内における行為の届出状況」と合わせ</p>

て、パワーポイントのプレゼンテーションをご覧ください。

届出を要する対象行為ですが、建築物においては、高さが10mを超えるもの、または建築面積が1,000㎡を超えるものの新築、増築、改築、移転、または外観の修繕や模様替え、色彩の過半の変更、工作物については、高さが10mを超えるものの新設、増築、改築、移転または外観の修繕や模様替え、色彩の過半の変更を対象としています。

また、開発行為に対しては、1,000㎡以上の規模の開発行為を対象としています。

次に、景観計画区域内の届出状況をご報告いたします。

令和3年度は、建築物103件、工作物4件、開発行為31件で、合計138件の届出がありました。

なお、届出件数には、この後ご説明します都市景観形成推進地区内の届出件数も含めております。

建築物の届出103件のうち、高さが10mを超えるものは34件、建築面積が1,000㎡を超えるものは11件、両方に該当するものは11件、都市景観形成推進地区は45件、でした。また、都市景観形成推進地区内において、高さが10mを超えるものは0件、10mを超え、建築面積が1,000㎡を超えるものは2件でした。

次に、令和3年度において、都市景観形成推進地区として位置付けられている7地区における届出の内容をご報告します。資料3「都市景観形成推進地区内における行為の届出状況」と合わせてパワーポイントのプレゼンテーションをご覧ください。

これらの地区で、届出を要する対象行為ですが、建築物においては、建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更を対象にしており、高さ10m又は建築面積1,000㎡を超える大規模建築物等だけでなく、すべての建築物等を対象としております。

工作物については、高さ10mを超える工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更を対象としております。

また、開発行為に対しては、1,000㎡以上の規模の開発行為を対象としています。

次に、都市景観形成推進地区各地区の届出状況をご報告します。

新千里南町2丁目地区は平成26年10月1日から施行しており、令和3年度は、建築物6件、工作物1件の届出行為がありました。

永楽荘地区は平成27年10月1日から施行しており、令和3年度は、建築物1件の届出行為がありました。

新千里北住宅・南住宅地区は平成28年10月2日から施行しておりますが、令和3年度新千里北住宅地区における届出対象行為は、建物1件、開発行為1件でした。

一方、新千里南住宅地区は、届出対象行為はありませんでした。

北緑丘1丁目地区は令和2年3月21日から施行しておりますが、令和3年度は建物37件、開発行為1件の届出行為がありました。

また、新千里北町2丁目地区は令和2年10月1日から施行しており、令和3年度の届け出対象行為はありませんでした。

なお、7つめの景観形成推進地区、新千里西町3丁目地区は令和3年12月24日に施行しており、令和3年度の届出対象行為はありませんでした。

次に、届出のあった物件に対しての助言・指導に対する改善状況ですが、本市では、建築物等をつくるにあたって、景観法に基づく豊中市景観計画に「景観形成基準」を定め、その履行を求めるとともに、よりよい景観形成に向けて建築物の配置や意匠その他景観の形成上配慮すべき事項を明らかにした、豊中市都市景観条例に基づく「豊中市景観配慮指針」及びそれを解説した「まちなみづくりの手引き」に沿って、景観面の助言・指導を行っております。

令和3年度は、お示ししている助言・指導の各項目で合わせて175点の助言・指導を行い、44点について何らかの改善を行っていただきました。

なお、助言・指導は一物件に対して数点の申し入れをしており、未実施となっているものがありますが、未実施の項目以外で改善していただいている場合があることを付け加えさせていただきます。

また、この助言・指導については、本市で公開しております、「まちなみづくりの手引き」などによる、具体的な景観配慮事項に基づくもので、法的規制である景観形成基準に適合する申請物件に対して、更に助言・指導を行うことにより、良好な景観形成を目指すものです。

以上が都市景観形成推進地区を含む市全域を対象とする景観計画区域における届出の内容のご報告でございます。

続きまして、実際に助言・指導を行った具体的な事例をご報告させていただきます。

案件は、令和3年度に届出がありました、共同住宅の新築です。

建物の概要は表の通りでございますが、令和3年度第7回都市景観デザイン相談で助言をいただいた案件です。こちらの事例は未竣工でございます。行為地はこちら、小曾根4丁目です。

周辺写真はこちらです。内環状線付近で吹田市との市境近くの小曾根に位置し、周辺には畑や戸建住宅、医療福祉施設や共同住宅が立ち並んでいます。

届出時の計画はこちらです。

助言につきましては、都市景観デザイン相談を経て、7点あり、それに対する改善状況をご報告いたします。

まず1点目は、「外壁、軒裏及び隔て板の色彩（N9）は明度を下げ、外壁基調色（5Y7.5/0.5）と馴染ませるとの助言に対して、「デザイン上、基調色とのコントラストをある程度付けたいため（N7）は難しいが、助言を考慮してマンセル値をN8にする」との回答でした。

2点目は、「外壁の色彩（N4）は明度を上げ、外壁の基調色（5Y7.5/0.5）と馴染ませる」との助言に対して、「当該部分の色彩は外壁の基調色とコントラストを付けたいため、明度6～7とすることは難しいが、助言を考慮してN5とする」との回答でした。

3点目は、「東面外壁の横ライン（N9）については取りやめすっきりとしたデザインとする」との助言に対して、「事業主のデザイン上の要望により、このままとしたい」との回答でしたので、やむをえないと判断しました。

4点目は、「機械式駐車場下段の道路側に腰壁や目隠しフェンスを設置するなど、通りからの駐車車両の見え方に配慮する」との助言に対して、「機械式駐車場の手前に1.8m程度の中木植栽を配置しており、現状のままとしたい」との回答でしたので、やむをえないと判断しました。

5点目は、「アプローチ沿いの植栽部分は背後に腰壁を設置する等、通りからの緑の見え方に配慮する」との助言に対して、「車両駐車時の安全確保のためこのままとしたい」との回答でしたので、やむをえないと判断しました。

6点目は、「メッシュフェンスの色彩（5Y8/1）はこげ茶や黒系とし目立たないようにする、また、7点目は、目隠しフェンスの色彩（5Y8/1）は明度を下げる」との助言に対して、「メッシュフェンスの色彩は（5Y3/1）こげ茶とし、目隠しフェンスは彩度を下げるため、（N7）とします。」との回答でした。

外壁の色彩等を改善したイメージパースはこちらです。

つづきまして、屋外広告物行政の業務状況についてご報告させていただきます。

お手元の資料4「屋外広告物許可等申請状況」と合わせてパワーポイントのプレゼンテーションをご覧ください。

屋外広告物は、都市景観を構成する重要な要素の一つとして、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置の制限に関する事項を景観計画に位置付け、建築物や工作物等の行為の制限とあわせて総合的に運用することで、良好な都市景観の形成を目指しています。

具体的には、市全域の屋外広告物を対象に「豊中市屋外広告物条例」に基づく誘導・規制を行うとともに、大規模屋外広告物についての景観の質的向上を図るため、「豊中市都市景観条例」に基づく届出による誘導・規制も行っていくものとしています。

ちなみに屋外広告物条例は、「屋外広告物法」の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を定めています。

以降、それぞれの条例による制限についてご説明させていただきます。

「豊中市屋外広告物条例」に基づく行為の制限として、市全域を屋外広告物の制限を行う地域として設定し、都市計画の用途地域等に応じて、制限内容や許可基準を変えています。

用途地域による区分としまして、落ち着いたある良好な景観を保全するため、屋外広告物の表示・掲出を原則として禁止する「禁止地域」を第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域等としております。

また、許可基準に適合し、市長の許可を受ければ屋外広告物が表示できる地域を「許可地域」とし、制限内容や許可基準を3つの区分に分け、「重点制限区域」、「一般制限区域」、「制限緩和区域」としています。

また、その他の制限等としまして、どのような場所にも表示等を行ってはならない「禁止広告物」や、原則として広告物の表示等を行ってはならない「禁止物件」を指定しているほか、バス・電車等の車体を利用する広告や、電柱・バス停を利用した広告に対して表示方法を制限しております。また、先ほど述べました許可地域の区分や屋外広告物の種類ごとに高さや表示面積、個数等に関する基準を設定し審査を行っております。

以上のとおり、許可地域において屋外広告物を設置する場合は、条例で規定する基準内であり、市長の許可を受ければ屋外広告物を表示することができますが、許可申請の前に市と事前協議を行い、屋外広告物のデザイン等についても、まちなみづくりの手引き（屋外広告物編）に基づいた助言・指導を行っております。

次に、豊中市都市景観条例に基づく行為の制限についてご説明します。届出対象行為としましては、

i 高さが10mを超える建築物に付属して設けられる広告物であって、表示面積が30㎡を超えるものの表示又は当該表示された広告物の色彩の過半の変更

ii 高さが4 mを超える広告物又は広告物を掲出する物件（当該物件に掲出される広告物を含む）ものの設置、改造、移転又は色彩の過半の変更を対象としております。

ただし、屋外広告物条例の規定による協議を行う場合は、届出不要としております。都市景観条例に基づく届出の対象となるものとしては、例えば自家用の広告物で総面積が7 m²以下であり、屋外広告物条例での許可が不要な広告物で、高さが4 mを超えるもの等があげられます。

この都市景観条例に基づく届け出についても、市と事前協議を行い、屋外広告物のデザイン等について、景観配慮指針等に基づく助言・指導を行っております。

次に、許可等の状況をご報告します。

令和3年度は、豊中市屋外広告物条例に基づく新規許可を48件、変更許可を36件、継続許可を309件行っております。また、除却の届出については30件ございました。

また、都市景観条例に基づく届出は、2件でした。

そして、先ほど申しましたとおり、屋外広告物のデザイン等については、景観配慮指針やまちなみづくりの手引き（屋外広告物編）に基づき、お示しのとおり、大きさや掲出位置等について助言・指導を行っております。

助言・指導する回数が多い屋外広告物の「色彩」と「支持柱」の中から、改善例をご紹介します。

1例目は、地上広告物の色彩についてです。

鮮やかな色彩が氾濫すると、まちなみが雑然としやすいため、周囲との調和に配慮し、けばけばしい色彩やコントラストの強い配色を避けるように助言しています。

例えば、広告物の地色は建築物や周辺と調和させるため、この事例の場合は、「たばこ・酒・ATM」と「店内キッチン」の地色を白色にし、コントラストの強い配色を避けるよう助言し、一部分ではございますが、「たばこ・酒・ATM」については地色を白色にさせていただきました。「店内キッチン」については、全国統一の表示であるため、色彩の変更は難しいとの回答でした。

実際の地上広告物の写真はこちらです。現況は「店内キッチン」の表示が削除されています。

2例目は、地上広告物の支持柱の色彩についてです。

広告物の支持柱など付属物が目立つとまちなみを乱しやすいため、広告物をひきたてる支持柱の色彩にするよう助言しております。

この事例の場合、支持柱の色彩（明度3）は広告物をひきたてるよう、

明度を6～7に上げるとの助言に対して、助言どおり明度6にさせていただきました。

最後になりますが、屋外広告業の登録状況について、簡単にご報告させていただきます。

豊中市内で屋外広告業を営む場合は登録が必要ですが、大阪府知事登録を受けた屋外広告業の方が、豊中市域内で屋外広告業を営む場合は、豊中市への「特例の届出」を行うことで、市の登録業者とみなすことができます。

令和3年度の登録状況ですが、市への屋外広告業の登録は0件、特例の届出は47件でございました。

以上、景観の届出・屋外広告物許可等の業務状況の報告とさせていただきます。

会長

ただいま昨年度の豊中市の景観行政業務についてご紹介いただきましたが、何かご質問ございましたらお願いします。特に新たに委員になられた方などは、どんなことでも結構ですからご質問いただければ結構かと思えます。

委員の方々、ただいまの業務状況の報告の中でご質問、ご意見よろしいでしょうか。

委員

ご説明にありました大規模のほうのデザイン相談なんですけれども、アドバイスされた内容の中にも、聞いていただけたものと駄目だったものがあるんですが、ああいうものの蓄積というか、今度同じような計画が出てきたときに、その内容を参照することができるようになっていのかどうかを教えていただきたいのが一つと、それから例示のエリアは平地のところは緑もまだ多く残っているとマスタープランには書いてあるので、そこに次の物件が出てきたときに参照してもらえるかどうか、そういう状況になっているかということが一つと、それからもう一つ、今の屋外広告物のほうで、変更が36件、これは是正指導みたいなことをされたということでしょうか。そのあたりを教えてください。

会長

ありがとうございます。事務局、よろしいですか。

事務局

デザイン相談のどういった意見が出たかというのは、当事者の方にはお示ししておりますが、個人情報観点から、外部から参照できるような仕組みにはなっておりません。その地域で過去にどのような意見があったと

というのは市のほうが把握しておりますので、そういった場合は、市から助言指導を行っております。

また、屋外広告物許可件数の変更が36件という内容については、表示面積や表示内容の変更、広告物の構造の変更などが含まれております。

もちろん変更の中で色合いが変わったりしたものについては、改めてこちらのほうからコントラスト比を少なくしてくださいですか、先ほどご説明しましたコンビニの例でもございましたけれども、地色を反転してくださいとか、そういった指導はさせていただいております。

委員 変更の届出があったときに指導されているという理解でよろしいですか。

事務局 そうです。変更と、新規のときが多いです。

委員 既存不適格の是正願みたいなことはできないということでしょうか。既に世の中にたくさんある広告の中で、ひどいものが豊中市にも、とても基準には当てはまっていないと思うものがあるので、既存不適格のものに対して、この広告は市で定めている基準から外れていますよという指導、是正願のようなものはされていないですか。

事務局 既存不適格と思われる内容で申請があった場合は、一定の期間を設けまして、それまでに広告物を基準内におさまるように是正する計画を記した、是正計画書を提出していただいております。

府条例から市条例になったときに、既存不適格のものは出てきましたので、それらについては令和7年度までに是正してくださいということで指導している中で、是正計画書というのをを出していただいた上で許可を行っているものがあります。

委員 エリアも大きいし、大変だと思うんですけども、できれば定期的に市内を見られて、後から勝手に変更されたり、既存不適格で掲出されているものなどを是正指導されるようになればいいなと思います。これは意見です。よろしくをお願いします。

せっかく一生懸命指導されているので、そこで聞いてもらえなくても、次の物件のときにベースになっていけばいいなと思ったので。それが何らかの形で公表できるようにしないと、ガイドラインであったり地域別のマスタープランにはそこまで書き込んでないので、そういうものの蓄積が必

要だと思いました。それから、広告物の是正は、既に目につくひどいものもあるように私は思うので、そういうものの是正の指導などをさせていただけたら、よりいい景観ができると思っています。

会長

2点ありましたけど、私も心配といいますか、聞いていて思ったんですけど、特に1番目のデザイン相談で指導していただいて、能力をつけていただいた方の実績がベースに乗ってどこかにちゃんと記録されて、社会的知知として共有されるようになれば、10年経って新しい、同じようなものが出てきた時に、過去にこういう指導・意見がありましたよとか、そういう参照機能があるといいなと思いましたので、そういった相談事で聞いてもらえなかったことなどに、何か社会的な共有知としてデータベース化してほしいというご指摘ではないかと思います。

それが条例行為の中で、指導行為の中でどこまで事務局でできるかという、プライバシーの問題も含めて今ご発言があったんじゃないかなと思いますが、私は同感ですね。こういう指導というか相談というか、ある程度知見を制限する上でのやり取りの中で守ってもらえないところがあるのは当然だと思いますが、それが長期的な視点で少しアーカイブしているという話はあってもいいのではないかと思います。

それから、私も、2点目については、条例上申請してきたときに行政が対応するという1回きりの話で、それ以後なかなか聞いてもらえなかったこともあるでしょう。一切モニタリング行為をしないわけですから、建築基準法みたいに違反建築物摘発部隊みたいなのではないわけでありまして、それはできないので、おっしゃるようになかなか難しいなと思うのですが、どうでしょうか。継続という中に入っているのではないかと思うのですが、データとして。守ってもらえない、どっちか分からない、ひどいのも含めてその辺の扱いを、次の修正、更新まで待っているということも社会的な損失としてあるなという気がいたしますので。

委員

屋外広告物の関係なんですけれども、私は所属している屋外広告業の団体から審議会へ出させていただいています。

実際、都市計画課とは以前からもそういった取組を一緒にさせていただいてるのですが、まず実態としまして、新規の件数や変更、継続とあるんですけれども、はっきり言いまして、ここに出てきてる広告物というのは市内に存在する広告物のほんの一部でございます。しっかりと申請をされているところがこの数で、その申請さえしていない、もしくはもっとひどいのは、そういう申請をしなければならないという意識さえないという事

業者さんも残念ながらいまだたくさんいらっしゃいます。ここに出てきているのは、割としっかりと申請しておられるところばかりなんですね。

なので、その中で是正指導などがあつたら、真剣にちゃんと協議をして、それに沿った対応をしておられるところがほとんどだと思います。ここに出てきているところで滅茶苦茶にしてるところはまずないです。問題は、そういった意識さえないところとか、申請が必要だと分かっているが無視してるところにどう周知していくか、そういったことが、豊中だけではなくて日本全国問題になってまして、そういった取組をどうしていこうかという中で、いろんな行動を豊中市さんにもしていただいています。

実際、9月の初旬に屋外広告物適正化旬間という期間を設けまして、我々業界団体と行政と一緒に町中パトロールを毎年やっています。その中で、許可が出ていないところやひどいところ、その他安心・安全上不安なというようなところをピックアップして、豊中市と一緒に回らせてもらって、個別に訪問して、チラシを持って説明に上がるという活動を毎年やっています。とても地道な活動で、全域の各看板全部というわけにはいきませんが、そういった予告で少しでも周知に当たっていただくようにしております。また、我々業界団体といいますが、この団体に所属している看板屋って限られておりまして、アウトサイダーのほうがむしろ多いくらいです。

そういったところをいかに巻き込むかという点では、我々は上部団体、日広連という日本の団体になりますので、そういったところが各行政もしくは国交省などとタッグを組んでいるような啓蒙活動というのをやっている状態でございます。ざっくりとした話ですが、実態としてそういった状況で、できるところからこつこつと活動はしていっております。

以上です。

会長

ありがとうございます。いろいろ配慮していただいているかというご意見なんですけど、お伺いできたらと思うのは、最後に市のほうから説明がありました屋外広告業の登録業者のお話がありましたけれども、実際の広告を作られるのがほとんど登録されておられる方というのは、豊中の場合、というふうに考えていいんですか。それとも、全然登録もしてない、勝手に自分で作っておられる、先ほどの大半の広告がそうだというご意見がありましたけれども、その辺はどのような感じでしょうか。

委員

そこに関しましても、きちんと申請をして、許可をもらって作る看板に関しては、登録業の届出の欄があります。ここは書かないと申請許可は下りないので、そういったところがやればいいんですが、全くそういうこと

を無視してやっておられる看板工事も実際にたくさんあると思います。

会長

ありがとうございました。行政にとってもそういう登録させることで行政指導しようというような、そういうツールのようにしている事実がありますが、どうでしょうか。

委員

豊中市は、とてもよく頑張られていると思います。物すごく細かいところまでよくご存じなので、色彩とかそういったところまで突っ込んで共有というのはあります。やはりこれも各行政によって全然条例が違うので、そもそも基準が違うんです。京都市なんかはとても厳しいですけども、逆に大阪市なんかは全然なくて、豊中市は厳しいほうなんです、しっかり勉強されて確認されていて。ただ、残念ながら、厳しいがゆえに申請のハードルが高いというイメージがありまして、それで申請されないというようなこともあるようです。その辺のところも、申請しやすいような方法や流れを考えていく必要もあるのかなと思いますけども。きっちりとしたことをキープしながら、そういった申請しやすい方法を検討していただけたらと思います。

会長

ありがとうございました。事務局、いかがでございますか。何かありませんか。

事務局

やはり中核市移行時に未申請のものが多数ございまして、実際にそういった事実があるんですけども、最近やはりコンプライアンスの関係で、未申請だったけれどもこれから申請したいという相談も増えてきておりますので、そういったところで把握していきたいなと思っております。

会長

ぜひよろしく申し上げます。

蛇足ですけども、市民意識調査、去年やられたのを拝見して、景観行政に関しては豊中市はあまりよくない、向上してないという意見が出ていましたので、これは大変だなと、景観行政も積極的に進めたらいいなと思われました。ただいまのご指摘も含めまして、事務局サイドもまたご検討いただければと思います。

ほかに、各委員の方で、今の業務の報告で何かご質問、ご意見あったら挙手をお願いします。

よろしいですか。ご意見、ご質問が無いようでございますので、案件2については以上とさせていただきます。

会長

では、次の案件に入らせていただきます。
案件3は、今後の取組み概要について（景観形成推進事業）です。
事務局より報告をお願いします。

事務局

続きまして、案件3「今後の取組み概要（景観形成推進事業）」として、今年度の景観啓発に関する実施内容についてご報告いたします。

景観形成推進事業の今後の取組み概要につきましては、「都市景観形成マスタープラン〔推進編〕」の、重点的取り組みのうち、「景観まちづくりの共有」と、「“景観スタイリスト”の支援」についてご説明いたします。

なお、「重点的な地区の景観形成の推進」につきましては、引き続き、地元啓発等を進めることで、新たな地区の指定を目指しております。

まず、「景観まちづくりの共有」についてです。

現在、当課では、平成30年3月にリニューアル発行した「とよなか百景」を主軸に、好感の持てる景観資源の発信をおこなっております。

当課窓口をはじめ、新千里・庄内出張所や、市内公民館、図書館での配架、また、その他市主催イベントでの配布をおこない、発行当初から現在まで、約3万6千冊を配布し、大変好評を得ております。

また、画面に示しておりますとおり、平成30年度は巡回パネル展の実施、令和元年度はモバイルスタンプラリーの実施、令和2年度は景観めぐるんマップの公開などを行い、とよなか百景のさらなる周知・PRに努めました。

そのほか、昨年度は新たな市内の魅力的な景観を発掘するため、審議会委員のみなさまに審査に携わっていただいた都市デザイン賞や、まちなみ市民賞を実施し、今年度はその受賞物件・作品を集めたパネル展示を実施する予定としております。

先程お伝えいたしました、今年度開催予定の巡回パネル展では、第9回豊中市都市デザイン賞受賞物件9件と、第2回豊中まちなみ市民賞受賞作品175件の展示を市内各公共施設で行う予定となっております。開催予定の日程および会場はお示しのとおりです。

また、景観資源の共有を目的として、平成25年度から開催しております、景観スポット再発見スケッチ講座および原画展は昨年度に10回目の開催を迎え、今年度も第11回目を開催いたします。

千里公民館と共催で、豊中市内のさまざまな美しい景観をスケッチする市民講座を開催し、景観スポットの再発見をしてもらうとともに、参加していただいた皆さんの作品展を第二庁舎ロビーで実施し、広く市民や事業者などに景観スポットの周知・PRを行うことを通じて、良好な景観資源

として共有することを目的としております。

今後も引き続き、「とよなか百景」や「景観再発見スケッチ講座・原画展」等で取り上げられた景観スポット等を活用して、景観資源をまもり、つくり、そだて、いかす取組みへとつないでいきたいと考えております。

次に、「“景観スタイリスト”の支援」についてご説明いたします。

中学生・高校生を対象とした景観啓発事業について、平成30年度より事業を開始していましたが、令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しており、今年度、3年ぶりの開催となりました。

市内在住・在学の中学生・高校生を対象に、NPO法人とよなか・歴史と文化の会 会員による案内を受けながら、「とよなか百景」に掲載されている景観スポットをはじめ、歴史的な建造物などを巡るまち歩きやスケッチを行うことを通じて、景観やまちなみに関心を持ち、楽しみ、まもる人である「景観スタイリスト」の育成を図ること、そして、身近な地域やそのまちなみに対し愛着を持ってもらうことを目的としております。

今年度は、高校生は大商学園高等学校の美術部員とともに、6月18日に石橋阪大前駅から豊中駅の周辺を旧能勢街道沿いにまち歩きしました。

ごらんとおり、高校生のまち歩きルートは、阪急石橋阪大前駅から東へ、大阪大学総合学術博物館を見学し、待兼山、大阪大学共通教育本部、そして大阪大学豊中キャンパスの並木を南下し、北谷（きたたに）の井戸、首なし地蔵、常楽寺（じょうらくじ）、麻田藩陣屋門、道標を見学、そこからしばらく歩いて法雲寺、稲荷神社、カトリック豊中教会を見学して、豊中駅へと向かう14スポットを巡るルートを歩きました。

次に、中学生を対象にしたものとしまして、豊中市立第十八中学校の2年生とともに、5月23日と24日の2日間に分けて第十八中学校区内をまち歩きしました。

中学生のまち歩きルートは、第十八中学校の校区内の景観スポットを回りました。

第十八中学校から北へ、昨年度都市デザイン賞を受賞したアサヒファシリティズ蛍池寮 楓、南へ下りながら、麻田耕地整理記念碑、円満寺、御神山古墳（ごしんざんこふん）を見学し、北へ折り返しながら西へ向かい、麻田藩陣屋門、麻田藩陣屋跡、前々回の都市デザイン賞を受賞したあつぷるこども園を見学し、そして学校の体育館側にある山所池（やまんじょいけ）を見学し、第十八中学校へと戻る9スポットを巡るルートを歩きました。

なお、令和4年度の景観啓発事業全体の報告として、景観啓発事業の内

容をまとめた事業報告のリーフレット「とよなか♪まちづくり手帖―景観特集―」の作成も、令和5年3月ごろに予定しております。

このリーフレットの配布を通して、豊中市景観啓発の取組みについて周知を図り、景観まちづくりにつなげていきたいと考えております。

以上で、景観形成推進事業に関する今後の取組み概要の報告とさせていただきます。

会長

ありがとうございました。ただいま今後の取組につきましてご紹介いただきましたけども、ご意見、既におこなったものも結構あるように思いますが、今年度の取組事業につきいてご紹介いただきました。どこかでも結構でございます。委員のご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

委員

今お聞きしていた内容につきましては、今まで見いだしてきたいろんないい点というような事例の発表はなかったわけですけど、これからこれを伸ばしていくことも大事ですし、まち歩きのコンペについても、大体見ておられるのが、私も歩いたことがございますけども、昔の史跡の跡とかそういう今までのものですよね。それで、これからあるべきということになれば、豊中市としては、それはどういうことが可能なの分かりませんが、とにかく町のイメージというか、ブランドじゃないですが、例えば歩き回れる町かどうかという観点一つ取ってみても、豊中市というのは非常に歩道の狭い町ですし、電柱もたくさんあるところを無電柱化するとか。それからこれは豊中市の施設ではなく、府でしたか、服部緑地という非常に大きなインパクトのある施設がございますが、私も不確かな知識しかございませんけれども、服部緑地は指定管理者の制度を取り入れて、ある業者に決まったという話を聞きましたけれども、ここで豊中市のイメージがかなり変わるんじゃないかなという気もいたしますが、そういう内容のすり合わせ、打合せをどういう風に考えておられるのかなということを考えておりました。

以上、よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。

ただいまのご質問、ご意見を少し要約させていただきますと、今後の豊中のイメージを先導するような、そういう事業はないのかと。例えば服部緑地などは大変な資産であるので、こういうところをもう少し積極的に位置づけるような、特にウォークアブルな行動様式も使いながらということの趣旨だったと思いますけれども、とにかくそういう資源を使った豊中の新

たな先導イメージをつくって景観向上に役立てるような、そういう事業はないのかと。

私も同感で、例えば千里中央も表彰をさせていただきましたけれども、豊中の全体のイメージ向上にどこかそういう資源を、面的な資源あるいは道路の線的な資源、そういうイメージを使ったらどうかというご意見は、事務局、どうですか。

事務局

服部緑地については、大阪府の所管ということになりますので、こちらから何かできるというのはなかなか難しいかと思っております。本市としては、市のイメージ、前回のまちなみ市民賞の中に服部緑地というのは結構多く応募もされておりますので、こちらのほうからのアプローチとしては、そういうフォトコンテストであるとかそういった形の中で、利用していけたらなと思っております。

一つ、イメージでしたら空港のある町としてのイメージがあるかと思うんですけども、当部の所管ではないんですけども、飛行機が真上を通る場所がございまして、そこから見る景色というのもとても人気があり、そのエリアで座って過ごせるようなものをしようかという事業があるというのは聞いております。それからもう一つ、千里中央の話もあったかと思うんですけども、千里中央のほうでも再開発の話がございまして、こちらのほうも動き出すかと思っておりますので、景観部局としても関わって行って、よりよい景観をつくっていききたいなと思っております。

以上です。

委員

空港の進入路の下の件も存じ上げておりますけれども、そろそろ点から面に幅を広げて行って、服部緑地も大阪府だからということではなく、もう少し積極的に関与なさるように考えていかれたほうがいいんじゃないかなと思います。それから、全体としては、今会長が仰ったように、線的なことというふうに言われましたけど、都市のインフラの道路とか通路とか、人にとっては非常に徘徊的な気がしますし、そういうところ辺の歩き回りやすさとか歩きやすさとか、そういうことに対してもう少し積極的に道を変えていければ、私は非常にイメージが変わるなと思っております。

というのは、私、何年か前に豊中亀岡線の拡張、計画道路を豊中市が廃止したということを知られまして、あれだけ狭隘な道路を拡幅するのを進めていたんですけど中止したという理由が車の交通量が減ったということで、その計画取りやめということをおっしゃったんですけど、それは道

路を拡幅するんじゃなく歩道を拡幅すれば済むことであって、そこら辺の全体的な大きな視野というのは、豊中はどういうふうにまずしていくかという視野を私は持ってほしいなと思っております。

以上でございます。

会長

ありがとうございます。

誰に聞かせたらいいのか、こういうの。確かに重要な道路計画で景観行政をやるということで、貴重な意見を取りあえず伺ったという。

ほかのご意見、委員の方も同じように意見があろうかと思いますが、いかがでございましょうか。

面的という意味では、僕は今回から、豊中市の総合計画を見てますと、南部地域の重点化プロジェクトというのが展開しつつあるんですが、新しい景観づくりに一番手っ取り早いのはまちづくり、特に新しいまちづくり、再開発とか新規開発とか、そういうところで新しい景観をつくるということがあると思いますので、南部地域で大規模で先導的な景観づくりをやったらいいのではないかと思うんですけども、このぐらいにしておきます。

ほかに、委員の方、いかがでございますか。

今後の景観形成推進事業ですので、やっぱりお金とアイデアが必要な部分ではあろうかと思えます。追って今後もお指摘、ご意見あろうかと思えますが、順次いただけたらと思えます。

事務局、何かさらにいかがですか。ご意見ありませんか。

事務局

先ほどは、ご貴重なご発言ありがとうございました。

服部緑地につきましては、確かに大阪府の管理のものではございますが、本市の魅力の施設であると認識しております。今、府のほうで服部緑地の民間活用を組み入れた活用というのを検討されておりますが、それに当たっては、市の魅力的な施設の活用という観点で、市としても関係部局と連携していけたらなと考えております。

駅前等の歩き回れるまちづくりというのは、ウォーカブルという観点では非常に今後のまちづくりの中で重要な観点であると考えております。豊中駅の再整備の構想等、千里中央などの駅周辺等の再整備に当たっては、当然そういった観点を踏まえながら良質な都市デザインになるように、我々も関わって協議をしまいたいと考えております。

以上でございます。

会長

今日はこのぐらいにさせていただいて、他の委員の方は何かご意見あり

ませんか。

どうぞ。

委員

先ほどの市民意識調査、景観は向上してないという話は結構ショックを覚えておりますけれども、やっぱり市民さんの目から見た景観というのと、具体的な、例えば建物だとかその時々により単体としていろんな景観の調整をするというのと、少しそこはギャップがあるような気がしていて、そのあたりをどうやったらうまくもう少し連携を取れた形にならんかということも思ってるんですけど、先ほど言われた意見にも通じるんですが、大阪府、例えば道路は府道であると、その府道に接する駅前整備とかそういったものは市の管轄であると。

そういったときに、どうしてもここから先は府道なので市からは何も言えませんといった話があるように思っておりまして、そのあたりは、逆に言うとエリアとしてといいますか、関係する地域全体としてのビジョンが必要で、それは大阪府のものとかあるいは阪急さんであるとか、そういう行政区域を少し越えた総括的な調整の窓口というんですか、調整の部門が設けられると、いろんな意味で効果が出るんじゃないかなと思っております。大阪府あるいは国とのそういう調整窓口のようなところを検討して、構想や計画段階から少し意見交換をして、事業実施のスケジュール感も併せて調整されると、最終的にある1点はよくなったけど周りが…というようなことがあると、とても残念だと思いますので、そういった仕組みをつくられたらどうかと思うのですが。これは、例えば身近ですと大阪府とも絡むような話になると思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

会長

大阪府との連携という点で、事務局、いかがですか。

事務局

もちろん大きな事業等、本市域の中で大阪府等が行う公的な事業があった場合については、もちろん相談もありますし、手続的に景観の届出が必要な規模のものについては、先ほど2つ目の案件でお話しさせていただいたように、事前協議の中でこちらから景観についてお話しする機会もございます。改めて特別な部門というのはございません。

以上です。

会長

今の府市連携というのは、維新の政策ではないですけど、昔私が大阪府の景観審議会長をやっていた頃、景観条例なり景観計画、要するに府と地

元市との役割分担で結構議論していましたよ。そのときにあったのは、府は大きな骨格的な景観を受け持ち、具体的な個別の景観については地元市町村に全部お願いするというので、両者が関わるような話の連携というのは、事が起こったら場を設けるという、そんなやり方で逃げられたような気がします。これは、地元市のほうから越境して、クロスボーダーを取って府の領域まで入っていかないと、なかなか地元市町村もイニシアチブというのは取れないと感じました。

なので、そこら辺をもう少し豊中市のほうで具体的なことを上げないと、プロジェクト化しないと、なかなか府市の連携も進まないんじゃないかなという気がしますので、頑張っていたきたいという意味で申し上げます。

ほかにいいですか。ご意見、ご質問ございましたら委員の方でご発言いただいて。

他の委員の方、いかがですか。よろしいですか。

委員

とよなか百景を中高生と巡るといような、草の根活動的な景観教育の活動もされているということに非常に共感します。少し難しい面もあるのかなと思うんですけども、そのときに訪問する先がいわゆる名勝みたいな、歴史的な資源など、あとは緑地になって、それだけになってしまうというのが私の中で少し残念で、できれば中高生にも、例えば市街地の景観ですとか、あとは現代的な、例えばそれこそ景観賞を受賞したような建築とかもちょっと見てもらって、彼らにとっても住環境という意味でも景観というものに対してもう少し興味を持っていただけるような機会がもしあれば、もっと充実した活動になるのかなというのはちょっと思っていました。また、住宅地の中を歩くとなると、また近隣の方との調整などあると思うので、できる範囲でということになると思うんですけど、そういうところも検討していただけたらよいのかなということをやちょっと思っていました。以上です。

会長

ありがとうございます。

委員

たった今、おっしゃっておられたように、子供たちが歴史的なものを見ていくというのは仕方ないかなとは思いますが、現代的なものにも目を向けていけたらいいんじゃないかとおっしゃっていたところはすごく共感します。過去のものも大切ですが、子供たちはこれからを生きていくので、今できた景観にも注視しながら、過去と現在を見ながら将来を考えていく子供たちを育てていけたらいいのかなという点ですごく共

感できました。

以上です。

会長

ありがとうございます。未来の景観を楽しませてほしいというご意見があります。

委員

いろんなお話を聞かせていただいて、僕が率直に疑問に思った、疑問というか、残念だなと思ったところが1個あって。町歩きと、あとはスケッチとかされてるという話も、以前事務局側の方とお会いしたときに僕は初めて知って、比較的僕もまだ若い20代ではあるんですけど、そういったことを全然知らなくて。今回初めてそういう取組をされてるということを知ったので、特にこの若年層というところであると、例えばSNSとかそういった広報を使って、今やっている取組っていうのをしっかり市民の方に周知していく。幾らいい取組であっても、市民の方が分からないとか、そもそも知らないというところがあったら全く意味をなさないと思うので、それはやっていることに対して、いろんなことをされているとは思いますが、やっぱり市民の目に届くとか耳に入るっていうところの広報活動っていうところもひとつ考えていただければなと思いました。

以上です。

会長

ありがとうございます。最後、先ほどの府市連携の話が少し出ておりましたが、その辺の観点でもしありましたら。何でも結構です。

委員

大阪府では今年から、土木の部局と建築の部局が1つに統合されてきて、統合効果ということで、いろんな取組も建築的な視野と土木的な視野と一緒にできることをやっていこうという話は今いろいろとおこなっているところですが、ただ、市さんとの役割分担の中で、どこまで何ができるかというのはこの場では発言できないんですけども、体制的にもそういったところはありますし、いろんな分野で点ではなくて面で、府としても縦串ではなくて横串を意識してということトップからも話が出ておりますので、そういうところは意識しながら、地元市さんのやりたいところに関してできるだけ大阪府としても協力していけるような体制を組める組織にはなってきているのではないかと考えています。具体的なお相談があれば、またそれを一緒にやっていくということかなと考えています。

また、これは大阪府の話ですが、先ほどの町歩きのお話で、私たちが公共施設のPDCAサイクルなどでアドバイスをいただいたりしています。

そういったことで、先生方からいろいろ貴重なご意見をいただいたりするわけなんですけれども、例えば若い人たちにいいところを見ていただくというのもいいんですけど、そのいいところを見ていただいて、例えばこういうところには、アドバイスを直接いただいたようなところについては、ここはこういうアドバイスをもらったからこうよくなったというようなことも伝えていくことも一つあると、そういう視点が建物を造るときには必要なんだなということを意識づけてもらえるのかなと思いました。せっかくやっていることなので、知ってもらうこともいいかなと思いました。

以上です。

会長

ありがとうございます。委員の皆さんにご感想をいただきました。令和3年度については、地元、豊中市さんもいろいろ取り組まれて、業務を十分やっていただいたのではないかなと。頑張っていたんだと。今後についてはさらなるアイデアも使いながら、もう少しやったことを大きく情報発信する、戻すようにする、そういうことでPRをやっていったらどうかというようなご意見が比較的多かったように思います。

ほかにももしご意見があればお願いします。

ご意見、ご質問が無いようでございますので、

案件3「今後の取組み概要（景観形成推進事業）」については以上とさせていただきます。

会長

以上で予定されておりました案件すべてが議了いたしました。これをもちまして本日の審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

以上